和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度利用の手引き

和光市

目　　次

はじめに　・・　1

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは・・・・・　1

届出を行うことができる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

ファミリーシップの届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

届出に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

届出から受理証明書交付までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

交付書類・・・　6

届出後の手続き（変更・再交付・返還）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

届出が無効となるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

自治体間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

制度に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

はじめに

和光市では、性別にとらわれず、一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、令和5年1月10日から「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始します。

本制度の導入により、様々な事情を抱えて生きづらさを感じている方々に寄り添い、悩みや不安を少しでも解消できるよう支援するとともに、一人一人の多様性が尊重される社会の実現を目指します。

なお、この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係など）を生じさせるものではございませんが、お二人の思いを尊重するとともに、互いを人生のパートナーとして、自分らしく生活されることを和光市としても応援するものです。

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

一方または双方が性的少数者（※1）であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向（※2）や性自認（※3）に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減に繋がり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待できます。

※1　性的少数者…性自認が戸籍上の性別と異なる者や性的指向が異性のみではない者
※2　性的指向…恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているのかを示す概念
※3　性自認…自分の性別をどのように認識しているのか等を示す概念

届出を行うことができる方

一方または双方が性的少数者であるお二人で、以下のすべての要件を満たす必要があります。

1 成人に達していること（満18歳以上の方）
2 和光市に住所があること
　または、3か月以内に和光市に転入を予定していること
3 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう。）ではないこと（養子縁組をしている場合を除く。）
　◆直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等
　◆三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
　◆直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
4 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと
5 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

ファミリーシップの届出

パートナーシップの届出をした方は、一方もしくは双方と生計を同じくしている子（養子を含む。）や親（養親を含む。）等を家族として届け出ることができます。

届出に必要なもの

◆ パートナーシップの届出を行うとき

1 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
※ 様式は、和光市ホームページからお取りいただけます。 ※ ファミリーシップの届出を行う場合には、あらかじめファミリーシップ対象者へ制度をご説明いただき、対象者が自署できる場合は署名をいただく必要があります。
2 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
※ 届出日以前3か月以内に発行されたものに限ります。 ※ 一人1通の提出をお願いします。(同一世帯であれば1通で可) ※ 本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。 ※ 和光市の住民基本台帳に記載されている方は、ご本人の同意がいただければ省略することができます。 ※ 転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。転入後、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届」に「2」の書類を添えて速やかに提出してください。
3 婚姻をしていないことが確認できる書類
※ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または独身証明書(本籍地市町村から取得) ※ 届出日以前3か月以内に発行されたものに限ります。 ※ 一人1通の提出をお願いします。(お二人が養子縁組して同一戸籍であれば1通で可) ※ 本籍地が和光市である方は、ご本人の同意がいただければ省略することができます。 ※ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
4 顔写真付きの本人確認書類
※ マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券などで顔写真がついているもの。 ※ 有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。 ※ 顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証・年金手帳・社員証等のご本人が確認できる証明書等を 2 点、ご準備ください。

(通称名で届出する場合)

1 通称名を日常生活において使用していることが確認できるもの
※ 通称名で届いた郵便物(住所が記載されているもの)、健康保険証、顔写真付きの社員証など、通称名を日常的に使用していることが確認できるもの。

◆ ファミリーシップの届出を行うとき

1 届出者との関係が確認できる書類
※ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者と同居の場合） ※ 戸籍全部事項証明書（届出者と同居していない場合） ※ 届出日以前3か月以内に発行されたものに限ります。 ※ 住民票の写し等は、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。 ※ パートナーシップの届出に添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合はその書類をもって充てることができます。 ※ 和光市の住民基本台帳に記載されている方や本籍地が和光市である方は、ご本人の同意がいただければ省略することができます。
2 届出をする子や親等と生計を同じくしていることが確認できるもの
詳細はお問い合わせください。

届出から受理証明書交付までの流れ

1 届出を希望する日の7日前までに届出日時を予約

※ 届出日時・必要書類の確認を行います。

※ 届出日時は、希望に添えない場合があります。

※ 必要書類の取得には、時間を要する場合がありますのでご注意ください。

※ 届出希望日時をメールで送られた方は、企画人権課からの返信をもって予約完了といたしますので、ご注意ください。

【予約先・来庁時の窓口】

〈連絡先〉 和光市企画人権課 人権文化交流担当
和光市広沢1−5 和光市役所3階
TEL:048−424−9088
E-mail: a0200@city.wako.lg.jp

〈受付時間〉 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

〈予約方法〉 電話またはメール

〈お伝えいただく内容〉 ①二人のお名前
②連絡先（電話番号）
③届出希望日時
④届出内容（パートナーシップまたファミリーシップ）

2 パートナーシップ・ファミリーシップの届出

※ 予約した日時に、届出をするお二人揃ってお越しください。

※ 届出には必要書類等（3~4 ページ）を忘れずにご持参ください。書類に不備や不足がある場合には、受付することができませんので、ご注意ください。

※ 届出当日にお越しいただく場所は、「1」で担当者から折り返し連絡をする際にお伝えします。

※ 届出は原則、個室で対応いたします。

3 届出書類の審査・受理証明書等の交付

※ 提出書類を基に、要件が満たされているか確認します。

※ 書類に不備がない場合、届出日から概ね 1 週間以内に「受理証明書（2通）」及び「受理証明カード（2枚）」を交付します（希望があれば、ファミリーシップ対象者にも受理証明カードを交付します。）。企画人権課の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります。

※ 窓口で交付を受ける場合は、本人確認書類をお持ちの上、企画人権課までお越しください。

※ 届出において、一方または双方が和光市に転入予定である場合には、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票を交付します。転入後、受付票と変更届に必要書類を添えて市へご提出いただいた後に、「届出受理証明書」及び「届出受理証明カード」を交付します。

交付書類

「届出受理証明書」

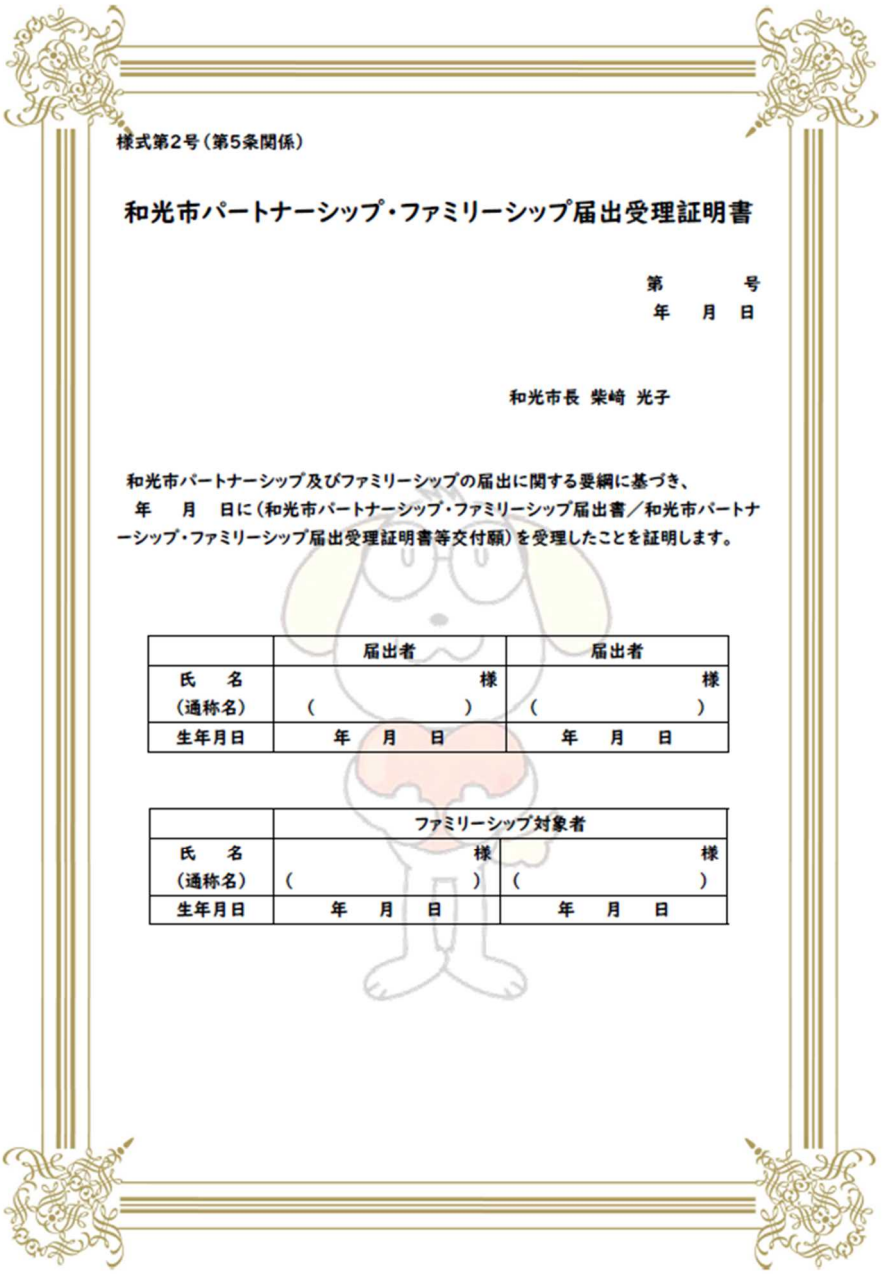

様式第2号（第5条関係）

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第　　号
年　月　日

和光市長　柴崎　光子

和光市パートナーシップ及びファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、
年　月　日に（和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書／和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等交付願）を受理したことを証明します。

	届出者	届出者
氏　名 （通称名）	様 （　　）	様 （　　）
生年月日	年　月　日	年　月　日

	ファミリーシップ対象者	
氏　名 （通称名）	様 （　　）	様 （　　）
生年月日	年　月　日	年　月　日

「届出受理証明カード」

（表面）

私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。

（許可しない項目があれば、×を付けてください。記入は自由です。）
【情報の開示 ・ 医療行為への同意 ・ 手術への同意 ・ 面会】
【緊急連絡先 】
【特記欄 】
自筆署名　　署名年月日

和光市

（裏面）

第　　号
年　月　日

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

和光市パートナーシップ及びファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、令和　年　月　日に届出等を受理したことを証明します。

（本人）　　（パートナー）

様　　様
年　月　日生　　年　月　日生

ファミリーシップ対象者

様　　様
年　月　日生　　年　月　日生

（特記事項）

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。

受理証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方（性自認、性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。

和光市長　　柴崎　光子　㊞

戸籍上の氏名（※通称使用の場合）

（本人）　　（パートナー）

様　　様

届出後の手続き（変更・再交付・返還）

1 届出内容に変更があったとき

届出内容に変更があった場合は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届」を提出してください。提出後、新しい受理証明書等を交付します。

変更する内容に応じて、3～4 ページに記載されている書類が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

変更の例：・届出者が市内に転入したとき
・届出者が市内で転居したとき
・届出者の氏名に変更があったとき
・ファミリーシップ対象者を追加・削除するとき

2 再交付を希望するとき

届出受理証明書や届出受理証明カードの紛失や破損により、再交付を希望する場合は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書」の提出により、再交付を受けることができます。

3 受理証明書等を返還するとき

次の場合は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届」を提出し、届出受理証明書と届出受理証明カードをご返還ください。次の場合が生じたときから受理証明書等の効力は失われます。

- パートナーシップを解消したとき
- 届出者の一方が死亡したとき
- 届出者の一方又は双方が届出の取り下げを希望するとき
- 届出の要件を満たさなくなったとき

届出が無効となるとき

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を無効とします。無効となった受理証明書等は市にご返還ください。なお、無効となった受理証明書の交付番号は、公表する場合があります。

- 届出者の一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- 届出書等の内容に虚偽があったとき
- 届出要件を満たさないとき
- （転入予定として届出をした後）市内への転入を証明する書類を提出しないとき
- 不正な手段により受理証明書等の交付を受けたこと又は受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき

自治体間の連携

令和6年4月12日に、埼玉県内市町村において、パートナーシップ制度に係る自治体間連携協定を締結しました。これにより、協定を締結している自治体間（以下、「連携協定自治体」）の転出入時に、証明書等の交付手続きの簡素化を図り、制度利用者の負担軽減を図ります。

※ 各市町村で届出の要件が異なるため、制度利用者が連携協定締結自治体へ転出する場合は、当該自治体へご確認ください。

Ⅰ 受理証明書等の交付手続きの流れ

■ 和光市から転出する場合

和光市から連携協定締結自治体へ転出し、パートナーシップを継続し、和光市の届出受理証明書等を転出先に提出することで、新たにに転出先の届出受理証明書等の交付を受ける場合には、和光市への届出受理証明書等の返還は必要ありません。転出先の自治体によって継続の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

■ 和光市に転入する場合

連携協定締結自治体から和光市へ転入し、パートナーシップを継続する場合、受理証明書等の交付手続きは、来庁、または、郵送（要件あり）で行うことができます。

【来庁の場合】

※ 他自治体で面前による届出又は宣誓をしたことがある場合は、制度利用者のどちらか一方の来庁でも可

(1) 届出を希望する日の7日前までに届出日時を予約

※ 届出日時は、希望に添えない場合があります。

※ 必要書類の取得には、時間を要する場合がありますのでご注意ください。

※ 届出希望日時をメールで送られた方は、企画人権課からの返信をもって予約完了といたしますので、ご注意ください。

【予約先・来庁時の窓口】

〈連絡先〉 和光市企画人権課 人権文化交流担当
和光市広沢1−5 和光市役所3階
TEL：048−424−9088
E-mail: a0200@city.wako.lg.jp

〈受付時間〉 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

〈予約方法〉 電話またはメール

〈お伝えいただく内容〉 ①二人のお名前
②和光市での住所

③連絡先（電話番号）
④届出希望日時
⑤届出内容（パートナーシップまたファミリーシップ）
⑥自治体間連携の希望の有無
⑦転出元自治体名

⑵ パートナーシップ・ファミリーシップの届出

※ 予約した日時に、届出をするお二人（場合によってはお一人も可）でお越しください。
※ 書類に不備や不足がある場合には、受付することができませんので、ご注意ください。
※ 届出当日にお越しいただく場所は、「1」で担当者から折り返し連絡をする際にお伝えします。
※ 届出は原則、個室で対応いたします。

⑶ 届出書類の審査・受理証明書等の交付

※ 提出書類を基に、要件が満たされているか確認します。
※ 書類に不備がない場合、届出日から概ね 1 週間以内に「受理証明書（2通）」及び「受理証明カード（2枚）」を交付します（希望があれば、ファミリーシップ対象者にも受理証明カードを交付します。）。企画人権課の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります。
※ 窓口で交付を受ける場合は、本人確認書類をお持ちの上、企画人権課までお越しください。

【郵送の場合】

※ 他自治体で面前による届出又は宣誓をしたことがある場合は、郵送でも可

⑴ 必要書類の郵送

制度利用者は、必要書類を次の送付先へ郵送する。

〈送付先〉　〒351-0192 和光市広沢1−5
和光市役所 企画人権課 人権文化交流担当

必要書類は、次の項目2 必要書類を参照。そのうち、(4) 本人確認書類について、二人分の写しを同封してください。

⑵ 届出書類の審査・受理証明書等の交付

※ 提出書類を基に、要件が満たされているか確認します。
※ 書類に不備がない場合、届出日から概ね 1 週間以内に「受理証明書（2通）」及び「受理証明カード（2枚）」を交付します（希望があれば、ファミリーシップ対象者にも受理証明カードを交付します。）。原則、郵送となりますので、到着までお時間をいただく場合がございます。

2 必要書類

（1） 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等交付願

（2） 制度利用者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※ 和光市の住民基本台帳に記載されている方は、ご本人の同意がいただければ省略することができます。

（3） 転出元自治体（和光市へ転入する前の自治体）で交付を受けた受理証明書及び受理証明カード類似書類

（4）（ファミリーシップにある者）制度利用者との関係が確認できる書類及び届出をする子や親等と生計を同じくしていることが確認できるもの

※ 転出元自治体でファミリーシップの届出または、宣誓をしている場合は、省略可

（4） 本人確認書類（3ページ参照）

3 留意事項

○ 継続による届出には、連携協定締結自治体間での情報提供への同意が必要です。

○ 継続による届出の手続きが完了した後は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の取り扱いに則ります。

○ ご提出いただいた受理証明書等類似書類は、原則、返却しません。

制度に関するQ&A

Q1　この制度と婚姻制度は、どのような違いがありますか。

A1　婚姻制度は法律に基づくものであり、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務等、法律上の権利・義務が発生しますが、本制度は市の要綱（市の内部規定）に基づいて独自に実施するものであるため、法的効力は伴いません。

Q2　届出を行えるのは、同性同士のみですか。

A2　お二人の少なくとも一方が性的少数者（性自認が戸籍上の性別と異なる方や性的指向が異性のみではない方）であれば、異性でも届出可能です。

Q3　カップル間で養子縁組していますが、届出できますか。

A3　近親者（直系血族・三親等内の傍系血族・直系姻族）でなければ、届出可能です。

Q4　今後和光市に転入する予定ですが、届出できますか。

A4　3か月以内に転入予定でしたら、届出をすることができます。ただし、転入後ご速やかに変更届及び転入を証明する書類をご提出いただけない場合は届出が無効となりますので、ご注意ください。

Q5　同居していませんが、届出できますか。

A5　お二人が市内在住、もしくは、市内に転入予定であれば、同居でなくても届出可能です。

Q6　通称名で届出できますか。

A6　届出書に通称名を併記された場合、受理証明書及び受理証明カードに通称名を記載いたします。なお、届出時に日常的に通称名を使用していることが確認できる書類を提示していただく必要があります。

Q7　届出に費用はかかりますか。

A7　届出は無料です。ただし、届出の際に必要となる書類の交付手数料は自己負担となります。

Q8　他の人に代理で届出してもらうことはできますか。

A8　代理人による届出はできません。お二人揃って企画人権課の窓口にお越しください。

Q9　届出は郵送で行えますか。

A9　届出時にご本人確認を行うため、原則、郵送での届出は受け付けておりません。ただし、連携協定による届出のうち、要件に当てはまる場合に限り、郵送での届出が可能です。詳細はお問

い合わせください。

Q10 個室で手続きできますか。

A10 個室をご用意いたします。

Q11 受理証明書は、即日交付されますか。

A11 審査のため、交付まで1週間程度お時間をいただきます。受理証明書は後日、窓口もしくは郵送によりお渡しします。

Q12 市外に転出する場合、カード等は引き続き使用できますか。

A12 市外に転出した場合、引き続き使用することはできません。

返還届の提出と併せて、受理証明書と受理証明カードを返還していただく必要があります。

ただし、転出先が連携協定締結自治体で、転出後の手続きは、自治体間の連携を希望し、和光市の受理証明書等を転出先に提出する場合には、和光市で交付した受理証明書等の返還は必要ありません。

Q13 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか。

A13 返還届を提出し、受理証明書と受理証明カードを返還してください。

Q14 届出受理証明書に有効期限はありますか。

A14 届出要件を満たす限りは、期限なく有効です。

Q15 受理証明書や受理証明カードにはどのような効力や使い道がありますか。

A15 受理証明書等に法的な効力はありません。しかし、二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用などへの活用が期待されます（これらは確約事項ではなく、病院や携帯電話会社などの判断によります。）。今後、この制度を通じて、市民の皆様の性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいります。

Q16 なりすましや悪用はされませんか。

A16 届出は、届出するお二人にお越しいただき、お手続きをしていただきます。また、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や本人確認書類を提出いただくことにより、なりすまし等の悪用を防止します。

万が一、悪用等が判明した場合には、届出を無効とするほか、届出受理証明書等の交付番号を市ホームページ等で公開します。